

アラブ首長国連邦ドバイ首長国の輸入規制措置の概要 (平成25年10月4日時点)

【輸入規制措置の概要】

アラブ首長国連邦ドバイ首長国は、日本から輸出される一部の地域の食品について放射性物質検査結果報告書の提出を求めるとともに、それ以外の地域の食品については日本の政府機関が発行する産地証明書の提出を求めています。

(証明対象・内容)

	地 域	品 目	規制内容
1	47都道府県	全ての食品	＜日付証明＞ 平成23年3月11日以前に生産・加工されたことの証明
2	15都県（青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡）		＜放射性物質検査証明＞ （アラブ首長国連邦が定める放射性物質基準（注1）に適合していること）（注2）
3	15都県以外		＜産地証明＞ （15都県以外で生産・加工されたことの証明）（注3）

注1；アラブ首長国連邦が定める放射性物質基準（Codex基準を採用）

放射性物質核種	基準値（Bq/kg）
ヨウ素（ ¹³¹ I）	100
セシウム（ ¹³⁴ Cs＋ ¹³⁷ Cs）	1000

区分2の対応については、政府機関が発行する証明書は必要なく、ドバイ側に登録した検査機関作成の放射性物質検査結果報告書（英文）の提出により輸入が認められます。

「ドバイ向けに輸出される食品に係る放射性物質検査機関一覧」は、農林水産省ホームページに掲載しています。

(http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/arab_shoumei.html)

注2；放射性物質検査の結果が、日本の基準値を上回っている場合には、証明書を発行することはできません。

注3；対象製品の原料について放射性物質検査による確認を行った場合は、同検査結果報告書の添付も必要となります。

対象製品が15都県産以外であっても、区分2による対応による輸入も認められます。

【経過措置】

経過措置はありませんので、10月4日以降、新様式を発行いたします。